

訪問看護ステーションあかり 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人萌愛会（以下「事業者」という。）が設置する訪問看護ステーションあかり（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人権を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条** ステーションが実施する指定訪問看護等は、利用者が要介護状態、介護予防状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 指定訪問看護等の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等への情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」（平成12年厚生省令第80号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
 - 7 利用者やその家族の意思決定を基本に他の関係者との連携を行い、全人的なケアを提供するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定訪問看護の事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問看護ステーションあかり
- （2）所在地 長崎県西海市西彼町伊ノ浦郷207番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 ステーションにおける従業員の職種、員数及び職種の内容は次のとおりとする。

（1）管理者：看護師1名（常勤職員・看護師兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護等の実施に関し、ステーションの従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し必要な指導管理を行う。

（2）看護師：常勤換算2.5名以上

看護師は主治医の指示書と居宅介護サービス計画（介護予防サービス・支援計画書）（以下「ケアプラン」という。）に沿って訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を作成し利用者に提供する。当該計画に基づき指定訪問看護等を提供し、実施事項等を訪問看護報告書として作成する。

（営業日および営業時間）

第5条 ステーションの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし12月31日から1月3日まで除く。
- （2）営業時間：月曜日から金曜日は午前8時30分から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から午後12時30分までとする。
- （3）連絡体制など：24時間常時電話等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

（指定訪問看護等の提供方法）

第6条 指定訪問看護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申し込み者又はその家族に対し、運営規定の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定訪問看護等提供の開始について利用申込者の同意を得る。

- 2 正当な理由なく指定訪問看護等の提供を拒まない。
- 3 利用申込者の病状、ステーションの通常事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護等を提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへの連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じる。
- 4 指定訪問看護等の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。又、被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、その意見に配慮して、指定訪問看護等を提供するように努める。
- 5 指定訪問看護等の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請がすでに行われているかを確認し、申請が行われていな

い場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認める時は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

- 6 指定訪問看護等の提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 7 主治医及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 8 利用申込者が介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 64 条各号にいずれにも該当しないときは、該当利用申込者又はその家族に対し、ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けとることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。
- 9 利用者がケアプランの変更を希望する場合は、該当利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行う。
- 10 看護師等は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示する。
- 11 利用者又はその家族に対して、24 時間連絡できる体制で計画日以外の訪問看護を必要に応じて行うことについて説明し、希望があれば同意を得る。
- 12 特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態にあるもの）に対しての、指定訪問看護等の実施に関しては計画的な管理を行う。
- 13 ターミナルケアは人生の最終段階における医療の決定プロセスに関する指針に基づき、利用者とその家族の希望に応じて提供する。

（指定訪問看護等の内容）

第 7 条 ステーションで行う指定訪問看護等は利用者の心身の機能の維持回復、要介護状態等の軽減又は悪化の防止を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- （1）指定訪問看護等提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受ける。
- （2）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供
利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載し、利用者に説明し同意を

得て交付する。

(3) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護等

病状観察、療養指導、体位変換、栄養・食事の援助、排泄援助、整容・更衣、移動・移乗の介助、保清、認知症のケア、家族支援、社会資源調整・退院支援、酸素療法管理、吸引・吸入、膀胱留置カテーテル管理、褥瘡予防・処置、創傷処置、人工呼吸器管理、緩和ケア、服薬管理、注射・点滴実施管理、その他医療処置等

(4) サービス提供の記録

訪問した際には、訪問日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面に実績として記載する。

訪問日、提供した具体的な看護の内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(5) 訪問看護報告書の作成

訪問日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。

(6) 主治医等関係者への情報提供

主治医との密接な連携を図り、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出する。

ケアプランを作成している指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターから訪問看護計画の提供の求めがあった際には、提供することに協力するよう努める。

(7) 特別な管理を必要とする利用者の場合には、状態に応じた適切な観察・アセスメント・評価を行い、その内容を訪問看護記録に記録する。

(8) ターミナルケアの提供においては、終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護について、療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過について、看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過を訪問看護記録書に記録する。

(利用料等)

第8条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は「指定訪問看護の費用の額の算定方法」によるものとし、当該指定訪問看護が法廷代理受領サービスであるときは、利用料として一部の支払いを受けるものとする。

2 通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費、及び指定訪問看護とは別事業については、目的・運営方針、利用料等を別途定めて実施する。

3 ステーションは基本利用料のほか以外の場合はその利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 10,000円

- (2) 次条に定める通常の実施区域を超える場合の交通費等 300円
交通船運賃や有料道路料金、有料駐車場料金等別途請求
- (3) 長時間利用料（長時間訪問看護加算の算定者を除く）
90分を超えるサービスを提供した場合、超過30分に付き1,000円
- 4 前項の利用料等の支払いを受けた時は、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用毎に区分）について記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の指定訪問看護の実施地域は西海市（離島を除く）、佐世保市（針尾地区）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第10条** 指定訪問看護等の実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 災害時や感染症等による非常事態の場合においては、業務継続計画に沿って速やかにサービス再開に努める。

（衛生管理等）

- 第11条** 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 ステーションは事業所において感染症が発生又はまん延しないように取組を実施する。

（苦情処理）

- 第12条** 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録するものとする。
- 2 ステーションは、提供した指定訪問看護等に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの

質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市町村から求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告するものとする。

- 3 ステーションは、提供した指定訪問看護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
 - 3 ステーションはサービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
 - (1) 緊急やむを得ない場合で、身体拘束を行う場合には、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（業務継続計画の策定等）

- 第14条 ステーションは感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定する。
- 2 ステーションは看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 15 条 ステーションは、従業員の資質向上のために研修の機会を設ける。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。
- 5 ステーションの従業員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 6 ステーションは、暴力・ハラスメントの防止、対応体制を整備し従業員の安全と健康を確保する。
- 7 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 8 この規定に定める事項の外、運営に関する事項は事業者とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

改正

この規定は令和 3 年 7 月 1 日から改正実施する。

この規定は令和 5 年 4 月 1 日から改正実施する。

この規定は令和 6 年 6 月 1 日から改正実施する。

この規定は令和 7 年 11 月 1 日から改正実施する。